

# 令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（障がい者雇用アドバイザー）採用試験募集案内

◆鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階）

電話(0857)26-7693 <https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年12月25日（木）～令和8年1月19日（月） ◎郵送、持参及び電子申請で申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和8年1月19日（月）必着。封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 午後5時15分までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 ◎電子申請の場合は、電子申請システム上の受付日付、時刻が令和8年1月19日（月）午後5時15分までのものに限り受け付けます。
試験日時	令和8年2月6日（金） ◎書類選考に合格した方を対象に実施します。 ◎試験開始時刻、集合時刻は、各受験者（書類選考合格者）に別途お知らせします。
試験会場	鳥取県庁第14会議室（鳥取市東町一丁目220 議会棟3階） ◎集合場所は、各受験者（書類選考合格者）に別途お知らせします。
試験結果発表日	令和8年2月16日（月）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
会計年度任用職員（障がい者雇用アドバイザー）	1名	障がい者雇用拡大に関する業務 ①障がい者雇用実績のない企業に対する障がい者雇用の働きかけに関すること ②県内事業者に対する障がい者雇用拡大の働きかけに関すること ③ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携した障がい者雇用支援に関すること ④特例子会社設立等助成金等の助成制度の普及啓発に関すること ⑤その他、障がい者雇用の拡大に向けた取組に関すること	鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

## 3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

○次のア、イのいずれかに該当すること

ア 障がい者の職業紹介又は職業相談・就職指導の経験があること

イ 民間企業等で障がい者雇用に関する人事労務の経験があること

○普通自動車の運転免許証を取得していること

(3) 求める人材

- ・県内企業の障がい者雇用の促進について意欲を持って取り組むことができる
- ・電子メールを用いての資料送付やオンライン会議（準備からプレゼンまで）ができる
- ・パソコンを使用して文書作成や表計算の入力が可能

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(5) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

#### 4 試験内容

試験種目	配点	内容
書類選考	150点	履歴書、職務経歴書及び作文の記載内容の審査
人物試験	300点	個別面接による人物についての口述試験（1人30分程度）

#### 5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

#### 6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額 14,440円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

○上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	(1) 履歴書(顔写真を添付すること) 1部 (2) 職務経歴書 1部 (3) 作文 1部	
申込み先	<p>1 郵送・持参 鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県庁本庁舎7階) 電話(0857)26-7693 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/">https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/</a></p> <p>2 電子申請 とっとり電子申請サービスからの申込みも可能です。 右上の二次元バーコード又は下のURLから申込みページへアクセスできます。 <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19282">https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19282</a></p>	
受験票の交付	受験票は交付しません。 ※電話で提出書類等を受理したことをお伝えします。	
注意事項	<p>◎郵送・持参の場合、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ◎万が一郵送未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 ◎提出書類は返却しません。 ◎電子申請での受付期間は、電子申請システムの日付、時刻を基準とします。以下の事由により生じた申込みの遅延などについては、一切の責任を負いません。早めの申込みを行ってください。 ・サーバが込み合うことなどにより申込みに時間がかかることがあります。 ・電子申請システムの保守、点検やその他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行なうことなく、本システムの運用停止や中断などを行なうことがあります。 ◎電子申請の場合、申込みが完了すると同時に、「申込完了通知メール」を件名とする電子メールが申込みの際に登録したメールアドレスに送信されます。申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課までお問い合わせください。</p>	

※車イス等で来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

### <履歴書、職務経歴書及び作文の記載方法>

#### 1 履歴書に関する注意事項

- 市販のJIS規格のものを使用し、顔写真を貼付するとともに①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所(現住所と異なる連絡先を希望される場合は、連絡先も) (※1)、⑤電話(※2)、⑥職歴(※3)、⑦免許・資格は必ず記入してください。
- ※1 住所又は連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。  
 ※2 携帯電話をお持ちの場合は、連絡先に携帯電話の番号も記載してください。  
 ※3 職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう記入してください。

#### 2 職務経歴書の記載に関する注意事項

- (1) A4サイズで様式任意とし、冒頭に「職務経歴書」と記載し、氏名を記入してください。  
 (2) 応募動機及び履歴書中の主な「職歴」に係る業務内容を記載してください。

#### 3 作文記載に関する注意事項

- (1) テーマ 「企業における障がい者雇用の促進及び定着を図っていくために必要と考えること」  
 (2) (1)のテーマについて、A4サイズの用紙1枚以内に記載してください。

#### 4 その他注意事項

- 履歴書等の記載内容に不正があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。

## 8 採用予定者の決定方法・発表

### (1) 書類選考

履歴書、職務経歴書、作文の記載内容を審査・点数化し、得点の高い順に合格者を決定し、すべての応募者に郵送で選考結果をお知らせします（令和8年1月30日（金）頃）。ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

### (2) 人物試験

人物試験の評価を点数化し、合計した得点の高い順に採用候補者を決定し、すべての受験者に郵送で試験結果を通知します（令和8年2月16日（月）頃）。ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 9 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から1月間	鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課 (県庁本庁舎7階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

## 10 人物試験に関する注意事項

- 人物試験は、書類選考に合格した方を対象に実施します。
- 試験開始時刻、集合時刻、集合場所は、各受験者（書類選考合格者）に別途お知らせします。試験当日は、集合時刻までに必ず集合場所にお越しください。（遅刻者は受験できません。）
- 受験の際は、本人確認ができるもの（例：運転免許証など）及び筆記用具を持参してください。
- 試験実施に関する連絡事項等がある場合は、雇用・働き方政策課のホームページでお知らせします。

## 11 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

## 12 人物試験会場

### 鳥取県庁 第14会議室（鳥取市東町一丁目220 議会棟3階）

